

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成28年10月6日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

司会者 野口佳子（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

裁判官 鈴木秀行（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

検察官 中本次昭（前橋地方検察庁検事）

弁護士 中田太郎（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代男性（以下「5番」と略記）

開会のあいさつ

（司会者）

これから今年度の第1回目の意見交換会を行いたいと思います。本日は、本当にお忙しい中、この意見交換会のためにおいでいただきまして、ありがとうございます。改めてお礼申し上げたいと思います。皆様には、本年の1月から9月までに実施した裁判員裁判の経験者ということでお集まりいただきました。御存知のとおり、裁判員制度というものは7年が経過したところでございます。当庁でも先月末までの間に136回の裁判員裁判が実施されました。裁判員、また補充裁判員の方として御活躍いただきました方々も1,000人を超すことになりました。このように裁判員裁判は、皆様の幅広い協力に支えられて、順調に当県でも運営されているものと思っていますが、法の趣旨にかなった運用を実現するためには、私たち裁判所、検

察庁、弁護士会、それぞれ法曹三者においても日々努力が必要と思っております。そこで、これからもその努力を怠らないために、皆様から忌憚のない御意見を伺えればと思っております。本日は、本当に思っていることをどんどんおっしゃっていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。御挨拶が遅くなりましたが、本日の司会役をさせていただきます刑事二部の裁判長をしております野口でございます。よろしくお願いいたします。何かと不手際もあると思いますが、御容赦いただければと思います。まず初めに、本日法律の専門家ということで、一緒に意見交換の席に着いていただきますお三方を御紹介させていただきたいと思っております。お名前と簡単な一言、よろしくお願いいたします。

（裁判官）

刑事一部の裁判長の鈴木秀行と申します。本日5件ありますが、そのうち3件は私が務めた事件でありまして、この意見交換会は裁判員を経験された方と久しぶりに会える機会なので、楽しみにしているとともに、貴重な御意見を伺える機会なので、ぜひ有意義な会にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（検察官）

前橋地検の検事の中本でございます。よろしくお願いいたします。今回の関係で申しますと、1件私も立会をさせていただいております。このような貴重な機会をいただきまして、わかりやすい立証はどうあるべきかといった点について参考にさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（弁護士）

弁護士の中田です。本日は、よろしくお願いいたします。こちらの中本検事と同じ事件を私も担当いたしました。裁判員の方の率直な意見をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

（司会者）

それでは、意見交換会に入っていきたいと思えます。まず、進め方ですけども、本日は事前に検察官、弁護士会のほうから、このような内容の意見をお伺いしたい

というのを伺っております。その結果、やはり審理、公判の手續のわかりやすさについて皆様の御意見を伺いたいという要望がとても強かったので、本日はその審理に焦点を当てまして、手續に従って、順序よく手續の感想などを伺っていくことにしたいと思っております。まず初めに、そこに入る前に、私のほうから自己紹介を兼ねて、皆様に御意見を、御感想を伺っていきたいと思います。私のほうで、こんな事件を担当されたようですということで、それぞれその感想を皆様に伺うという形で進めていきたいと思います。本日は5名の方にいらしていただきましたので、それぞれの事件でございますが、経験者1番の方ですけれども、鈴木部長の前任の高山部長が裁判長を務められた事件と伺っております。果物ナイフを使っていわゆる百均の店舗に強盗に押し入ったところ、お金は取れなかったけれども、相手に1週間ぐらいのけがをさせたしまったという強盗致傷の事件、犯行自体は認めている事件だったと伺っています。裁判員に携わってみて、どんな感じだったか、その事件全体としての印象、自分はやってみて、どんな感じを受けたかというようなことを大ざっぱなところでお願いします。

(1 番)

裁判というと何かすごく大げさな、もちろん私も傍聴すらしたことがないような人生だったので、すごくいい経験ができるなと思って、選ばれたときに、いい経験ができると思ってわくわくしました。実際に事件の内容に関してなんですけれども、強盗致傷というとか何かすごい事件をイメージしていたんですけれども、何となくちょっと情けないような、みっともないような、あり得ないようなという。だから、判断するときに何を悪いというのかを判断するところにすごく困ってしまいまして、悪意があることなのか、それに気づいていない本人が悪いのかというところで、検察の方、弁護士の方、また裁判長の、もちろんみんなが出した意見とか、すごくいろんな皆さん考えだとか、着目点ですね、すごくためになって、いい経験になりました。これからの自分の人生においてもすごく考えさせられるものがありました。やっぱり目の行き届くところというものや、人の気持ちや物事の価値観、考え方と

いうものに対して深く考えさせられるようになった、そういういい経験をしたと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、2番さんについてですが、2番さんの事件は、私と一緒に裁判員をやっていただきました。被告人が情報提供、お金を持っている人がいるよという情報を提供されて、共犯者の人たちと一緒にバットなどを持って人を襲って、600万円ぐらいの現金を奪い、そこで3か月ぐらいのけがをさせたという強盗致傷1件のほかに、それよりは少し軽い強盗致傷の事件1件と、強盗事件1件を犯したという事案でした。自白事件で、被告人の果たした役割をどう評価するかというようなところが問題となった事案だったと思います。感想をどうぞお願いします。

(2番)

私は、人を裁くということに大きな責任を感じて、緊張や不安はすごくありました。罪を犯したとはいえ、他人の人生を左右することでもあるので、評議の際には最後まで悩みまして、その結果が出た後にも、自分のした判断は本当に正しかったのかなと、今でも少し感じる、考えることはあります。けれども、裁判員としての任務が終わったときには、充実感のようなものを感じましたし、すがすがしい感じだったのを覚えています。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、3番の方に御感想を伺いたいと思います。3番の方が担当された事件は、無理心中を図って自宅に放火した女性の事件でございました。夫や小さい子供が2人いたんですけれども、夫や子供は逃げて、生命には問題がなかったというところですが、現住物放火という放火と殺人未遂が問われた事件でありました。自白事件であります。責任能力の点で、検察官、弁護人ともに心神耗弱ということで、限定責任能力であったと伺っています。それを前提とした上で、いろいろ議論をしていただいたような事件だと聞いております。感想が

ありましたらどうぞ。

(3 番)

私の場合は、前にもちょっとお話ししたんですけど、模擬裁判官、模擬裁判員というんですか、の経験がありますので、少し流れがわかっているつもりで今回の裁判員にも参加させていただいたんですけど、そういう意味では緊張感もなく、負担に思ったことはありません。それで、事件のほうは、今司会の方からお話がありましたように、2階にいる、寝ているわけですね、お子さん2人と御主人が寝ているその2階に、階段、玄関、キッチンに放火をしたと。要するに逃げられないように放火をしたという形のものです。ですから、そういったもので非常に犯行が計画的で、非常に重い罪に当たるとは思ったんですけども、お医者さんのプレゼンがあって、病気だったということもありましたので、大まかに言うとそんな事件を担当させていただきました。

(司会者)

それでは、4番さんですけれども、4番さん、高齢者のお宅を狙った連続強盗殺人ということで、2名が殺害され、1名が重傷を負った事案ということでした。死刑の求刑があって、死刑の判決が出た事件だと思います。大変重たい、最も重たい事件だったかなというふうには思いますが、御感想があればお願いします。

(4 番)

私は、この事件を担当させていただきまして、本当に重い事件でした。悲惨な事件だったので、ただだからこそとても審理を長くにとって、私が参加した日数は13日間でした。13日も職場を休めるとは思っていなかったんですけども、職場のほうで快く出してくださって、こういう経験をすることができました。悲惨な事件だったんですけども、被告人ですか、その生い立ちもまたそれは悲惨なもので、病気とまではいかないんですけども、そちらのほうの生い立ちも考えさせられることがあって、裁判員みんなで非常に悩みました。この13日なんですけれども、土日もありますので、約3週間だったんですが、非常に私自身も家庭に帰ってから

もいろんなことを考えさせられましたし、重い重い3週間でした。

(司会者)

それでは、5番さんに御感想を伺いたいと思います。5番さんが担当なされた事件は、草津の温泉街の飲食店の経営者が被告人で、お店の経営に口を挟んでくる義理のお姉さんに腹を立てて、お店で包丁を持って殺害をしてしまったと、こういう事件と聞いております。自白事件ではあったようですけれども、やはり人が亡くなったという重たい事件であったと聞いています。何か感想ございましたら、よろしくお願いいたします。

(5番)

私の場合は、殺人事件ということで、まさかこういう事件を担当するとは思ってもしなかったんですが、法廷に入って、こんなに人の心というのは動かされるものだなというのをつくづく思った事件でした。初日は完全に被告人の肩を持つような、同情するようなところもありましたが、皆さんで審理を進めていくうちに、最終的に決め手になったのは、被告人への質問で、こんなに人の心というのは動くものだなというのがつくづく思い知らされたというのがあります。文章からは全く受けられない、その文章の裏側にあるようなものというのは非常にわかりました。裁判員としては、非常に私はやりたくなかったということがあるんですが、実際やってみると、審理の進め方ですとか評議のとり方ですとか、そういったことが非常に実は会社に戻っても役に立つものだなと思いましたので、今は非常によい経験をしたと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。皆様からいろいろな御意見をいただきました。本日は、審理に中心を当てているというところですが、そのほかの点にもちょっとお伺いしてほしいという要望もあったので、そのことに関連した御意見があったので、少し伺ってみたいと思います。1番さん、初めやってみたかったという、割と数少ないほうなんです。やってよかったと、本日の皆様も言っていて、そういう方は

実は九十何％，経験者の中では96％を超える割合でやってよかったと言っていたくんですけれども，皆さんやりたいと思ったとか，やってもいいと思ったという方々は，事前のアンケートだと3割を切るんです。どうしてそう思われるんでしょうね。なぜ自分はやってみたかった，こんなことを知っていれば，もっとほかの人たちも自分が思うように思うのではないかというようなことで，裁判所の宣伝であるとか，アドバイスをいただければうれしいんですけれども。

（1 番）

ちょっときれいな事に聞こえるかもしれませんが，戦争だとかいじめ，児童虐待，このような悲惨な事件，事故，こういったものをなくすには，やっぱり全ての人間が諦めないこと，やったことないことができるように，できないことを諦める理由を見つけるんじゃないくて，やったことないことに挑むというのはすごく大切だと思っています。特にこういったものは，そういうことから逃げた人たちが実際に事件を起こしていると。いわゆる自分の心の弱さに負けて起こしているんだろうなというのは思っていたんですが，私の受けたのは想定したよりもちょっとひどいものだったので。ただ，そういうものを実際にただ紙面とかニュース，いわゆるマスメディアが取り上げている情報だけ見えても，何となくきっとこんな裏があるんだろうな程度で，実際にかかわってみないと，どんなものかというのはやっぱりわからないわけですよ。実際にそれぞれがかかわって見たかった。経験するチャンスがあればやってみたかった。実は，私の父親なんですけれども，一回実際に裁判員の通知が来まして，どちらかという人とコミュニケーションとるのはとても苦手なので，ちょっと理由をつけて断ったなんていうのを以前にちょっと父親から聞いていまして，いや，もったいないと。俺だったら経験するのにと思ひまして，ちょうど来たかと思ったので，これはもう全て経験することだからと思っていたんだけど，何かもう既に通知が来たときはやる気が満々だったんで，そうか，抽せんってあるんだって。何か既に選ばれたようなのが満々だったんで，ちょっとだからそこら辺の感覚が。例えば嫌だなとかというのは，知らないことをやっぱりやる

というのはみんな嫌だと思うんですよ。失敗をするかもしれないし、恥をかくのかもしれないし、もちろん悔しい思いや悲しい思いもするかもしれませんが。でも、それというのは全て経験だと思うんです。人から聞いたうわさ話で、経験則でうまくいかない、いったよとか、こんなんだよなんて聞くよりは、やっぱり自分で体験してみなきゃと思っていたんで、体験することがすごくうれしく思っていて、なので、いいのか悪いのか、不謹慎というのかわからないんですけども、こういったものに参加すること自体がわくわくして、いい経験ができたなと思っているので、まさしく神様は見ているじゃないですけど、そういう経験をさせていただいたような気持ちがいまして、という感じでございます。

(司会者)

ありがとうございます。逆に5番さん、やりたくなかったけれども、役に立つこともあったと言っていて、非常に光栄なんですけれども、どんな点が役に立ったのか、御自分の経験を生かして、どうすれば裁判所にもっと来ていただけるようになるか、5番さんの逆の立場から何かアドバイスいただけますでしょうか。

(5番)

役に立ったのは、先ほど言いましたけれども、評議の進め方ですとか、決のとり方とか、進行の仕方とか、みんなで協議をするというのは、会社に戻ってもう既に非常に役に立っていると。既に盗ませていただいているので、非常に自分のスキルが上がった感があるので、そこは非常によかったですと思います。やりたくなかったというのは、事前の情報が全く少な過ぎると。我々で思っていた裁判員裁判というのは、地元ではなくて、どこか誰も知らない、顔も知らない人のところへ、地方へ行って、地方の裁判所で泊まりがけで、すし詰めになって、しかもうわさによると携帯もとられて、何も外とコミュニケーションがとられないんだぞという話を、どういうわけだか、どこからかみんなそういう話をするんです。インターネットで調べれば、断り方はたくさん載っている。こういうふうにやればキャンセルできるぞ、こういうふうにすれば断れるぞ、悪いことなんだろうけれども、そういうことば

かりが先に目について、実は来てみたら全く違うというのがありまして、事前になぜか悪い、間違っただ情報を非常にため込んでいると。周りに聞いてもそうなんです。そんなところがあるので、どんどん行くのが嫌になっちゃうという形で、私の場合は正直申し上げて督促状が2通来ましたので、それぐらいに放っておいたというのがありますけれども、実は全くそういうことがなく、経験してみたら違ったということで。バックギアに入れる要因がすごく事前にあったというような感じ。ですから、その辺の情報がもう少しわかりやすく伝わっていればいいのかというのがありました。

(司会者)

ありがとうございます。我々法曹三者もどのようにして情報を提供させていただくかということがすごく重要な問題なので、今の御意見を十分に取り入れてやっていきたいと思ひますし、せつかく本日はプレスの方々も来ているので、よかったという意見をどんどん広めていただくことにしましょう。皆さんの意見を期待します。あともう一つ、2番さん、終わった後に充実感もあったということを伺ったんですけれども、逆に今でも結果が出た後に考えることがあるということで、とても重たく受けとめて、精神的に負担に感じていることになるから嫌だというふうに事前に思っけいらっしゃる方とか、やっぱりいっぱいいらっしゃると思うんですけれども、そういう方に対して、今自分もどういうことを考えて、まだ負担なのか、それともやはりそれでもよかったと思うのか、またそういう思いをする可能性があるけれども、どういうところに注意をすればいいかとか、何かその点についての感想とかアドバイスとかいただけますか。

(2番)

ちょっとこういう言い方は失礼かもしれないんですけれども、裁判所というのはちょっと悪いことをしたら行くイメージがあつて、余りいい印象は持っていなかったんです。たとえ人を裁く側だとしても、やっぱりやりたくないと思う人のほうが多いと思ひますし、余り一生のうちに裁判所にはかかわらないで生きていきたいと

思っているのが本音なのかなと思います。そういう中で、私が裁判員を経験してよかったなと思っているのは、法廷でいろいろ他の人の話を聞いて、耳を傾けて、自分で理解をして、評議をするものでも、余り私コミュニケーションを人とするのが得意ではないので、ちょっと苦手なところはあったんですけども、自分の意見を率直に述べることができたと思いますし、これからも、これは生きていく中で、仕事をする中でも、いろいろな意味で生きていくんじゃないかなと思います。

(司会者)

今でも考えて負担になる部分については大丈夫ですかという質問です。

(2 番)

今は、やっぱり裁判員をやって、すごくいい経験をさせてもらったというのがあって、特に今は自分としては負担にはなっていないです。

(司会者)

ありがとうございます。4 番さんは、一番重い結論を選択せざるを得なかったというか、選択する判決になったようですけども、それに対する負担、もちろん精神的な負担があったということは当然なんですけれども、その葛藤との戦いというか、今それに非常にダメージを受けているとか、そういうようなことはないですか。また、それをダメージを受けないように、何かこういうふうなことがあってよかったとか、こういう工夫をしていただきたいというようなアドバイスがあれば教えていただきたいんですけども。

(4 番)

ダメージというダメージではないんですけども、やはり今でもたまに被告人のことは思い出します。今どういう気持ちで過ごしているのかなとか、結果に対しては仕方がなかったと思うんですけども、今は穏やかな心で生活できているのかなとか、そういうことをたまにふと思ったりはします。涙もちょっと出てきてしまうんです。それくらい真剣に評議はしましたので。ただ、私も裁判員はしたくなかったですね。結果経験してよかったと、今は思っています。というのが、やはりスキ

ルの面でもそうですけれども、参考になるところがたくさんありました。それから、この事件を通して、おかしな話ですけれども、自分自身の人生を考えることもできた。社会に対して問題点があるなという、そういう目で社会を見ることもできたということで、やはりよかったんだなと今は思っています。私、周りに相談したところ、選任の手续に行くということで言いましたら、辞退すればいいじゃないという声がたくさんありました。結果私がこの選任に来てみると、7割強の方が辞退したという。その時点ですね。そういうのが後で新聞に載っていました。裁判員制度は、民意を判決に反映させるためにできた制度だということですが、何かこのままでいくと、どんどん先細りになってしまうような気がします。実際に裁判員になりたくないという人もいますし、今回のような私の13日間という時間、働いている者にとってみると、とても長いんですよ。はっきり言って出られません。普通出られない。なので、国としてやっていくのであれば、例えば出た人は確定申告してもらって、少し税金の軽減を受けるとか、あとは出した会社も何かし恩恵を受けられるような、そういう仕組みを考えていかないと、何か先細っていつてしまうのかなというような気がします。

(司会者)

ありがとうございます。そういう制度になれるように私たちも頑張りたいと思いますし、先細りにならないように、現場でも努力をしたいと思います。それでは、全体的な感想から少し手続的なところに戻したいと思います。冒頭陳述ということで、一番最初に検察官、弁護人のほうから、自分たちがこれからどういうことを立証していきたいのかという主張を整理してもらって、述べてもらった手続があったと思います。これについて、まず2点伺いたいと思います。1つは、その言っている内容自体が理解できたかどうかという点と、それからメモとかを配られたと思うんですけれども、そのメモがそれにどのくらい役に立っていたのか、わかりやすいものだったのかどうかというような点の2点について、御意見があれば伺いたいと思います。3番さん、どうでしたでしょうか。

(3 番)

検察官の方，または弁護人の方の冒頭陳述も，やっぱり素人にしゃべるわけですから，自分なりには理解できたと思っています。ただ，難しい言葉とか，そういうのは理解できない部分も多少ありましたけど，結局評議の段階で，一つ一つを全部御説明していただいていますので，自分なりには理解したつもりです。

(司会者)

2 番さん，事件がいっぱいあったと思うんですけども，その人間関係とか，それから事件の関係とか，そういうようなものも含めて，冒頭陳述ということでの検察官の主張，弁護人の主張についてはわかりやすかったでしょうか。

(2 番)

その共犯者とかで，いっぱい人物が出てきたので，資料はあったんですけども，理解というか，わかるまではちょっとなれなくて，なかなか難しかったです。あと，検察側と弁護側では，説明をされるときに，はっきりとした口調で，それはすごくわかりやすくて，あと専門用語もあるのかなと思っていたんですけども，ほとんどなかったんで，それはとても話は聞きやすかったです。弁護側のほうで，何を聞きたいのかというのがちょっとわからない部分があったので，それはちょっと本当に弁護したいのかなという感じのところもありました。あと，それぞれ主張，争点で，主張したいところは資料を見てよくわかったんで，それはよかったなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。冒頭陳述というのは，冒頭陳述を双方から聞いて，何をこれから議論をすればいいかという争点，そこが明らかになるということが大きな目的なわけですので，そこをわかったということは，当事者がよかったと聞いていいでしょうか。では，1 番さん，どうでしたか。その冒頭陳述という手続について，わかりやすかったところ，またはわかりにくかったので，こういう工夫をしてほしいというような点があったら教えてください。

(1 番)

非常にわかりやすかったと思います。言っていることはわかりやすかったです。なので、多分どんな事件に関しても、私の受け持ったのは強盗致傷、生活保護を受けて、糖尿病で目も見えないような人が、果物ナイフでも突きつければお金がもらえと思ったというような、ちょっとした成功率の低いだろう事件だったんですけれども、弁護してくれる人と検察の人の言葉を私たちはみんなわかっているんです。ただ、その現場の中でわかっていないのは、ただ一人被告人だけだったという事件だったんです。だから、せっかくなんですけど、弁護側が保護して、こういうふうに言っているよということも、ちょっと無駄にするようなことを言ってしまったとか、検察の方がこうでしょうと突っ込んだことに対しても、ちょっと普通じゃ答えないだろうという答えを言うので、それを悪い方向と捉えていいのか、悪意があるという方向に捉えていいのか、ちゃんと反省していると捉えたらいいのかというのは、ちょっと苦しむところはありましたけれども、いわゆる被告人の反応、それに関してはもう本当にお笑いを見ているみたいな、そんなこと言わないだろうと。それは、聞いていることが違うだろうというのはありましたけれども、検察官、また弁護側の言葉遣いだとか言っていることに関しては的確によくわかりました。ちょっとあいまいな答えになってしまうんですけれども、わかんないことはなかったです。非常にわかりやすくて、私は3日で終わりました。

(司会者)

ありがとうございます。お褒めをいただいて、検察官も弁護人もほっとしているかと思いますが、5番さん、冒頭陳述のときに配られたメモというのが多分検察、弁護両方あったと思うんですけれども、会社でのプレゼンとか、いろいろ御経験ありそうなので、そういうものと比べて、配られるメモについて何か感想があればお願いします。

(5 番)

私の場合は、配られた資料は非常に時系列でよくわかりやすくなっていたんです

けれども、審理の中でも、評議室の中でも言ったんですけども、さっき非常に会社でもスキルとして役に立ったと言いましたが、出てきたもの、メモは、どちらかというと役に立たない。何でフォーマットが統一されていないんだろうか。弁護側も検察側も自分のスキルとセンスで作られたものが、片やA4判の縦とか、片やA3判の横とか、パワーポイントをコピーしたものとか、エクセルでわっを書いてあるものとか、いろいろな形のものがあって、不思議と統一されていないんじゃないくて、逆にそこは感心してしまった部分があるんですけども、そこは何で統一して、両方同じ項目を見比べられるようなものにしないんだろうというのは、うちの会社のほうが進んでいます。

(司会者)

端的に言って、そのメモを見て何が議論をされるべきなのかという争点、それはわかりましたか。わかるものでしたか。

(5 番)

わかりやすいんですけども、多分検察側が求めているものと弁護側が求めているものは若干違っていたところをつついてくるというのがわかり、それがわかりましたというところなんでしょうね。

(司会者)

フォーマットがなかなか統一できないというのは、会社と違って、弁護士事務所がそれぞれいっぱいあって、それぞれの弁護士が全部同じではないというところに一つは原因があるんでしょうけれども、でも弁護士会があるので、多少はできるかどうかというような、いろんなところで、いい御指摘かなというふうに思いますが、検察官も逆に何か聞いておきたいことはございますか。

(弁護士)

フォーマットの統一というのは、正直全く考えていなかったところでして、争点を明確にするための冒頭陳述という意味であれば、事前の公判前整理の段階で弁護人と検察官との間で、どこまで形式も含めてすり合わせができるのかという問題に

なるかなとは思うんですけれども、ただ今の公判前整理手続、裁判の前のいろんな準備の手続は、それを全く考えずにやっておりますんで、さてそれを考えるべきなのか、もしくはそこまではすべきではないのかということを考えざるを得ないのかなと思っています。

(検察官)

検察庁であれば、まだ統一できるんじゃないかという御意見もあるかもしれませんが、例えばA3とA4の違いとか、検察官としては事案の概要とか、大きさとか、複雑さとか、ある意味コンビニの強盗の事件1件だけの事件と、複数の事件を連続してやっている場合で、情報量も違うわけです。そうなったときに、A4、1枚で入るのか、A3まで入らないのか、私の事件、担当した事件なので、縦と横使っていて、時系列なのはA3縦にしないとそもそもおさまらないと。これは言いわけなんですけども。そういったところもございしますが、ただ我々としては余り今まで意識はしたことがないところで、いずれにしても、例えば皆さんが評議のときに、それを一つの評議のたたき台として使っていただけるものでないといけないというところがございますので、また今後精査してまいりたいと思っております。

(司会者)

裁判所といたしましても、公判に入る前の整理手続で、争点がどういうふうになるかという意味では、どういう項目を中心に冒頭陳述をしていただくかというようなことにも気を配って争点整理すればいいのかなということで、非常にありがたい意見だと思います。ありがとうございます。そこで、次に証拠調べということで、争点自体はよくわかったとおっしゃっていただけたのかなと思いますが、それについて今度は検察官のほうが中心として、こういう証拠がありますよということで、モニターや書画カメラを使って説明をしてくれたと思います。まず、書面というんですか、そういうものについていろいろ犯行場所の状況であるとか、写真を使ったり、図面を使ったりして説明してくださったと思うんですけれども、これ自体が理解できたかという、まず何をやっているのかなというのがわかったかということと、

もう一つはそれが、その証拠で一体何を立証、何のためにこの証拠を調べているのか、説明しているのかというのがわかったかという2つのポイントがあると思いますので、そこについて、まず前半の部分、何を説明しているのかがとてもよくわかったか、よくわからなかったか。わからなかったとしたら、それはなぜなのかという点について、まずお伺いできたらなと思っています。4番さん、どうでしたでしょうか。

(4番)

私はよくわかりました。とても細部にわたって資料を作られているんだという印象がありまして、画面に映し出されたんですけれども。ただ、現場の凄惨な写真というのがありますよね。それが、配慮していただいてありがたいんですけれども、法廷内ではあれでよかったんだと思うんですけれども、後でもうちょっと見られてもというんですかね。

(裁判官)

部屋に血しぶきがあるんですけれども、刺激が少ないようにということで白黒になってしまうと、血痕の証拠がどこなんだかがちょっとわかんなくなるということですよ。

(4番)

そうですね。ちょっと弱い人は、あの法廷内では、あれでいいと思うんですけれども、見られる人は後で見ることができるような、そういうのでもよかったんじゃないのかなと思いました。

(司会者)

ちょっとその刺激的なものについては、また後でお伺いすることにして、わかりやすいものであったということはわかりやすかった。

(4番)

はい。

(司会者)

一応何の証拠が調べられているかはよくわかったかの点に何か御意見ございますか。3番さん、どうですか。調べられている証拠の内容の説明としてはわかりましたか。よくできていましたか。

(3番)

画面の件でも、やっぱり理解したつもりでいますし、それから評議の段階で、写真とか、実際の現場はここだったとか、表示されて御説明いただいていますので、その時点ではわかっているつもりです。

(司会者)

では、その写真、またはその証拠がなぜ調べられているのかという点について、よくわかったかどうかという意味では、1番さん、どうでしたでしょうか。

(1番)

強盗に使うときのナイフだったので、弁護側かな、最初、余り大きなけがを負わせてはいけないので、なぜか強盗する相手側になぜか余り大きなけがを負わせちゃいけないからとなるんでしょうか、優しさみたいな、強盗に行くのにちょっとよくわかんないですけど。だから、あまりということで、その果物ナイフをチョイスしたと。そのお店に販売していたナイフを選んだというんです。そのときたしか使われていた、映像で写真が出たんですけれども、それは何か非常にかわいらしい売り場のナイフだったんです。だから、それでおどしたのかなと思ったら、実は後でこれが実物ですというのが、実際に後で本人が捨てたというのを持ってきて見せていただいたんで、あっ、違うじゃんって思ったんですけれども、そこは多少なんですけど、かわいらしいナイフじゃなくて、ちゃんと普通のナイフだったと。普通の果物ナイフだったという部分は、多少はちょっとありましたけれども、やはりおどすためのものでも、例えば本当に殺して奪おうとしているのか、本当にただおどすだけのために使おうとしているのかというのをちょっと争点に使っていたので、特に凶器の刃渡りだとか、あと新品だからやっぱり切れ味はいいだろうという部分は、すごくみんなで評議しました。

(司会者)

やはり現物を見て、よくわかったということになるんですか。

(1 番)

それはすごくわかりました。

(司会者)

逆にこれは無駄な、何のためにやっているのかよくわかんない証拠がいっぱいあった、いっぱいでもなくてもいいんですけど、こういうものは何か、何のために調べているのかよくわかんなかったなというような証拠はなかったでしょうか。5 番さん、どうでしょうか。何かそういうものありませんでしたか。

(5 番)

それはなかったですけど。争点、進めていくうちに、もっと違う資料が欲しいなというのは評議の中でありました。私の場合は、担当したものは、借金がありました。でも、月に1度税理士さんか誰かに見ていただいていた。銀行さんにも年に1回チェックしてもらっていましたが、本人は気づきませんでしたというんですが、じゃその銀行の資料ですとか、税理士さんからの資料ですとか、そういったものは出てこなかったの、途中でぽろっと新しい第三者、全然資料に入っていない人の名前が出てきたので、入っていない借金の話題が出てきたりとかというのはあったんで、その資料どこにあるのというのは、それはなかったです。

(司会者)

その話題が出てきたというのは、被告人質問の中で出てきたんですか。

(5 番)

そうですね。被告人質問の中でも出てきましたし、被害者側の尋問、質問の中でも出てきましたし、それがなかなか合う資料がないというのはありました。

(司会者)

そうすると、お店の経営に口を挟んでくるお姉さんとのトラブルだったので、その点について、もうちょっと資料が欲しかったということになるわけですかね。わ

かりました。ほかに何か、逆に足りないとか、無駄だったというものは、何かお感じになったところはあった方いらっしゃいますか。2番さん、大丈夫でしたか。何かそういうものは、足りない、余分、余り感じませんでしたか。

(2番)

はい。

(司会者)

それは、なかなか証拠の選び方がよかったとお褒めいただいたということになりますかね。そうすると、先ほど出た凄惨な写真であるとかについてですが、御意見として、その見る人がいるのといないのとで、いいのかという、難しいところの問題もあるんですが、ざっくばらんに見たくない証拠がいっぱいあったかという点ですが、殺人関係だと、5番さんもそういう写真ありましたか。

(5番)

写真は、遺体のCTの写真ですとか、遺体そのものの検死のときの写真ですとかありました。それは白黒で見せていただいたので、さほどでもありません。私もそういう見て不快になるかということ、そういう性格でもないです。ただ、6名いて、ぱっと見ると、半分ぐらいは画面から目をそらすというような感じでしょうか。6名男性だったんですけど、それでも半分目をそらすような感じでというのはありました。ただ、悲惨だと思ったのは、この写真はちょっとむごいなと思ったのは現場の写真です。救急隊が到着したときの写真というのは、それはなぜかカラーで、蘇生を行っている、処置を行っているところとか、3枚ほど救急隊の人が一生懸命頑張っている写真、そこは非常に、ちょっとこれはきついなという写真ではありました。

(司会者)

御遺体とか、けがの写真そのものには私たちも気が行くんですけども、現場の写真とかは見落としがあったりとか、配慮が足りなかったりというのが気になることがあります。裁判所全体の、当事者含めて、余りいい言い方じゃないけど、見な

れてしまっているのです、先ほど鈴木部長が申し上げたように、血が飛び散っているようなのが、死体じゃないから大丈夫だろうみたいなふうに思ってしまったりとか、気がつかなくなったりするところがあって、鈍感になっているところがあるかもしれないので、すごいありがたい御意見と思います。

2番さんは3か月という重いけがだったんですけど、特にその写真とかは大丈夫でしたか。

(2番)

傷で、血が出ている写真くらいでしたので、私の場合は、そんなに刺激的ではなかったかなと思うんで、大丈夫でした。

(司会者)

その写真がなくてもあっても影響はなかったでしょうか。やっぱり見るべきだったでしょうか。5番さん、どう思いますか。

(5番)

それは、もちろん見るべきだと思います。

(司会者)

どういう点であって存在すると、有意義というか、役に立ったでしょうか。

(5番)

そこは、やっぱり文章ではわからない刺し傷十数か所と書いてありましたが、どんな刺し傷かによるということもあると。その被告人がどんな気持ちでここまでというのはわかるということであれば、それは写真は見るべきだと思います。現場もその写真は見るべきだと思います。

(司会者)

4番さん、その辺はどうお考えになりましたか。

(4番)

全て見るべきだと私も思います。御遺体の写真は、白黒でいいんだろうなと思うんですけど、傷のぐあいがわかればいいんで、部屋の感じが、たまたま血痕が白黒

だと、部屋の模様と、花柄の模様だったりすると、もうどこがどうだかちょっとわからない状態の写真があつて、その辺はカラーで見たかったなと逆に思いました。

(司会者)

それを色鉛筆で、このくらいですと塗った図では代替できないでしょうか。

(4 番)

インパクトが違うと思いますので、代替できないと思います。

(司会者)

逆に、それでも見るのはつらいから、ないという、やっぱり見たくないなという御意見の方はいらっしゃいますか。やっぱり後々つらいよねと。見ていないからわからないかなというところはあるんですけども。

(4 番)

でも、2種類作ってもらうとあれなんですかね。

(司会者)

そこは鈴木部長、どうですか。難しいところですね。

(裁判官)

その証拠が、部屋に血しぶきだとか、何かがあつた部分の処理というのは、検察官、あれは白黒という処理にしたんですね。

(検察官)

血だまりとか血しぶきは、全て白黒にしています。本当にわずかにしかわからない場合のものはカラーですけども、傷については白黒だと傷の深さとかがわからないと思うんで、ただ写真の解像度として、カラーでつかんでいただいています、血痕については血痕があるということがおわかりいただければ十分だろうという考え方で、白黒にしました。ただ、そこはきちんと伝わっていないということであれば、いわゆる事件の状況というのはお伝えできていないということですから、逆に白黒というのが果たして適切な判断だったのかというのは、今ちょっと御意見をいただいて、思い直しているところでございます。

(司会者)

わかりました。いろんな方がいらっしゃるんで、皆様にそう言っていただけると、検察官はいいのかもしれないんですけど、貴重な御意見だったと思います。ありがとうございます。それと、今回4番の方の事件では、人を殺そうというふうに思った決意をした時期とか、それからどのくらいの計画性を持っていたのかなというようなことが多分問題になっていて、被告人がその公判になる前、捜査の段階でどのような供述をしていたのというようなことの、その供述の内容が信用できるのか、信頼できるのかというようなことが多分問題になっていたときに、その判断をするために、捜査段階のDVDをごらんになったと伺っているんですけども、そのDVDを見たということは、信用できるかどうかの判断に役に立ちましたか。

(4番)

はい、役に立ちました。法廷で被告人がほとんど何もしゃべってくれなかったんで、全く本当に検察の方、弁護の方の証拠だけで進んでいったような法廷でしたので、それを参考にするということにはなかったんですけども、検察の方の冒頭陳述とか、証拠調べとか、そういうのが合っているんだなというのはよくわかりました。

(司会者)

そうすると、やっぱり被告人が法廷で話さなかったという特徴的なことがあったので、やはりDVDは必要だったということになるんでしょうか。それとも、なくても何とかあったと思いますか。どちらでしょうか。

(4番)

DVDは、あったほうがよかったと思います。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。ほかにDVDと、取り調べのときの状況を映したのを見た方はいらっしゃらないと思うんですけども、防犯カメラの映像とか、何かあった人いらっしゃいますか。映像だったか、写真だったか、それはやっぱり目で見えるものとして、あったほうが、あるとすごくいいとか、どうでしょう。

(2 番)

その共犯者の方も実際証人として裁判に参加していて、そのときと、やっぱり防犯カメラで見たときの様子というのは結構違っていたということもあって、そこは見て、参考になったかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、質問したいことがいっぱいあって、すみません。時間もあるので、次の尋問の関係でちょっとお伺いしたいと思います。証人に来てくれた方、被害者とか関係者、目撃者と、それから被告人ということで、いろんな立場の方がいらっしゃると思うんですけども、お聞きしたいなと思うのは、まず質問の内容がよくわかったか、または質問の内容が答える側にきちんと理解されていたか、そういう質問の仕方がわかりやすいかという点と、もう一つ、書証と同じで、その質問が何のために聞かれている質問なのかがわかったかどうかという2点についてお伺いしたいと思います。3 番さん、どうですか。質問自体がわかったかということと、なぜそんな質問をするのかなという質問の意図が理解できたかという点ですが、どんな感じでしたでしょうか。

(3 番)

私の場合は、殺人とかがなかったものですから、やっぱり殺人未遂とかという形なものですから、皆さんのプレゼンの写真だとかそういうので、残酷さとか、そういうものはありませんけども、お医者さんのプレゼンがやっぱり決め手もあったのかなというのは印象はありますけど。

(司会者)

お医者さんのは、また後でちょっと詳しく教えてください。この場合は、被害者の御主人や被告人の話について、質問していること自体は割とわかりやすかったですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

何でその質問しているのかということについては、わかりましたか。弁護人や検察官の質問の意図。

(3 番)

やっぱりそれは立証しかないんじゃないですか。

(司会者)

何を立証したいのかは、結構わかりましたか。

(3 番)

はい。それは、結局いろんな意味で、冒頭陳述にしても、証人尋問にしてもやっていますけど、結局本当にその人が犯人なのか、そこからスタートしているじゃないですか。

(司会者)

1 番さん、どうでしたか。質問の内容自体がわかったという、わかりやすかったということと、あとわかりやすかったか、すなわち質問と答えがきちんとかみ合っていたか、かみ合うような質問になっていたかどうかとかいう点についてはどうでしょうか。

(1 番)

先ほどもちょっと被告人の発言がかみ合っていないのを感じたんですけれども、もちろん最初にうそをつかないみたいな申告してから始めるわけなんですけれども、裏をとったら、あっさりうそついているというのがばれるんじゃないかなみたいな質問がちょっとありまして、多分ちゃんと勾留されている間というんでしょうか、弁護士の方もちゃんと打ち合わせをして、今ここに来ていると思うんですけれども、もちろん本人なりの被告人の反省の色だとは思いますが、例えば勾留されている間に、被告人が仕事を探しますと。何か自分のちゃんとやる目的を見つけて、パチンコで全部お金を使っちゃって、それで強盗をしていたものですから、自分で仕事をしますと。では、勾留されている間、何か本を見て探したと

か、何か考えたんですかと。考えていませんとはっきり言いました。だめじゃんみたいな話で、そういう意味で、いろいろとちょっと考えていますとか、何かちょっと言ってくれば、気のきいた言葉とか、何か台なしにしてくれていたの。だから、俺は成功すると思ってやったんだろうということで、何となくそのままの空気のまま終わってしまったんですけれども、成功率は非常に少ない。しかも、確かにどんな人間でもそうですけれども、大声出して、どんなちっちゃなナイフでも、座れと脅迫されたということなんですけど、そうすればやっぱり焦るというのはわかりますので、ただ検察の方もそうやってしっかりと突っ込んで話ししていただいたり、弁護の方も本人はこういう考えを持っていますと、更生する考え持っていますという、もちろん初犯だったしということをしっかりと述べていただいて、そこにいる全ての人間は多分わかったと思うんですけれども、ちょっとすれ違いで本人に伝わっていてという部分がありました。何か皆さんにちょっと聞きますと、本当に私もちょっと考えさせられるような、殺人とかという。実際に殺人事件だと、どのぐらいの刑になるんだろうかというの、ちょっと教えていただいたりとかもしまして、すごく勉強になりました。

(司会者)

そうすると、質問自体の問題よりも、被告人の個性の問題が強かったですか。

(1 番)

そういうことです。

(司会者)

わかりました。他にこういう点を工夫してほしいなとかいう点は、もしお気づきのところがあれば教えていただけるとありがたいんですが、5 番さん、何かありましたか。

(5 番)

私の場合の証人尋問で出てこられた方は、殺人のその現場に居合わせた次男の方と奥様、一緒にその現場で刺されるのを目撃していた 2 人、当事者だったんです。

ただ、全ての質問に対して、ほぼ9割方だと思いますけど、わかりません、覚えていませんという。その現場にいた当事者2人、刺されるのを目の前で見ていた、しかも奥様、元奥様と息子さん。ただしかし、よく覚えていません、気がついたら倒れていました、何を言ったか、どんな話をしていたかも、いまいちあいまいというところがあって、その辺は質問する側も非常に困ったんじゃないかなと思うんですが、果たしてこの人たちは証人としていいのだろうか。もう少し、その質問の仕方もあったのかもしれませんが、いかほど策があったのかなというふうに思います。

(司会者)

どのような証人に来てもらうかという選択の問題、また何を聞いて、どうしゃべってくれるかという準備、そういう問題かなと思いますので。

(裁判官)

5番の方の感想は、本当に的確な感想で、実は裁判が終わった後、検察官と弁護人と裁判所で意見交換会というか、反省会というか、そういうことをやりまして、5番さんのおっしゃったことを率直にこちらにも伝えました。人証中心の裁判でしたが、客観証拠、刺された状況で結局決めていくしかなかったというふうな事件でした。

(司会者)

ありがとうございます。どのような立場の人に来てもらうかという適正さと、やっぱり来てもしゃべってくれないんじゃないしょうがないというところと、いろいろな課題を指摘していただき、我々もこれから参考にさせていただいて、よりわかりやすい審理にしたいなと思います。それでは、次ですけれども、先ほど3番さんのほうから出していただいた御意見で、お医者さん。病気でしたよね。その病気でどういう症状だったのか、それによって善悪の判断ができたのかとか、そういうような話をしてくれたんだと思いますけれども、お医者さんの話はやはりわかりやすかったですか、難しくなかったですか。

(3番)

理解はしていました。

(司会者)

どんな点がお医者さんの話，やり方ですね，プレゼンという形で，一番最初にパワーポイントみたいなものを使ってやってもらったのでしょうか。そういう方式はわかりやすかったですか。

(3 番)

お医者さんの言うのは，鼻がどうのこうのとか，そういうところから始まって，もちろん写真も一時ありましたけど，結局お医者さんのプレゼンとしては，私は理解したつもりでいますけど。

(司会者)

4 番さんも生育歴とか，精神障害的なものの説明があったと思うんですけども，やはり難しかったですか。

(4 番)

いえ，いろいろな図だとか見せていただいて，結構長い時間プレゼンしていただいて，よくわかりました。こちらからも，裁判員のほうからも質問をしたんですけども，素人なので，的外れな質問をしてしまったかなとも思っているんですが，それに対しても細かくきちんと説明してくださったので，よくわかりました。

(司会者)

やはりそのプレゼン方式というのはいいですか。

(4 番)

いいと思います。

(司会者)

何か鈴木部長のほうから，裁判員の方々から鋭い質問が出て，すごいよかったという話を伺ったんですけど。

(裁判官)

今 4 番さんがおっしゃったように，鑑定人のドクターがまさに聞いてもらいたい

点を一般の市民から質問が来たもんですので、非常にうれしそうに答えていらっしゃるのを印象的に覚えていまして、あの方式は割と市民にもわかりやすい方式だったと。ただ、鑑定人のプレゼンにも上手、下手がきっとあると思いますし、事案の影響もあるんでしょうけども、プレゼン方式で検察官、弁護士双方から足りない部分を聞いてもらって、全体的な部分で裁判所、裁判員からというやり方はやはりいいやり方なのかなと思います。

(司会者)

難しい用語とかというのは余りなかったですか。専門用語。

(4 番)

専門用語をわかりやすく資料で書いてくださっていたので、良かったです。

(司会者)

わかりました。なかなか難しいという御意見がいっぱいある中で、きっと当該先生たちは、非常にわかりやすかったのかなというところがありますが、難しいところは易しくしてもらったりとか、今後もプレゼンをお願いするときには注意したいと思います。では、最後になりますけれども、一番最後に論告弁論ということで、検察官、弁護士が証拠調べを前提として、最後の意見を述べてくれたと思います。そういう手続があったと思います。検察官のほうは求刑ということで、被告人をどのような刑に処するのが相当であるという意見を述べてくれたと思います。弁護人のほうが述べたか述べないかについては、事件ごとによって違うかなとは思いますが、その論告弁論の手続について、調べた証拠ときちんとかみ合っていたか、リンクしていたかどうかという点についてですが、何か証拠調べと全然違うこと言っているとかということはなかったですか。証拠調べに基づいて、わかりやすかったかどうかという点ですが、5 番さん、いかがでしたか。

(5 番)

私さっき言ったように、証人尋問で家族の方、被告人への質問でも、本人覚えていない、わからない、知りませんということが多くて、結局最終的にはそのときの

被告人の態度が決め手になってしまったんですけれども、なのであとは論告と弁論のほうの中では、やっぱり途中途中で証拠と違う、証拠というか文書と違う話がいっぱい出てきたというような感じがあって、最終的には被告人が全くこの文書に載っていない親戚筋が死んだというような、自殺か何かしたというような話まで出てきて、それは争点に入るんだろうかというような、いろんなことがあって、被告人が最後には、検察では誘導尋問を受けたと。それは誘導尋問だというような話まで出てきたところなんで、なかなかまとまらなかったというのがありましたので、やっぱりそのときの、これだけ日数かけましたから、被告人がしゃべったことは、被告人が聞いているときの態度、最後の反省文というんですか、そこが決め手になってしまったんじゃないかなと思うんで、どちらかというと最初に申しあげました文書よりも、その裏側にあるもので決めちゃったのかなというのは、決まったかなというのはあるんで、論告も弁論も的外れではありませんでした。

(司会者)

なかなか出てこない証拠の中で、それをベースに、その証拠調べに基づいて意見は述べてくれていた。

(5 番)

はい。

(司会者)

ここでもやはりメモ用紙というようなものを配られたと思うんですけれども、それは冒頭陳述と同じ質問になりますが、どうだったでしょうか。メモの分量とか、大体冒頭陳述よりも長くなる傾向が検察官はあるかなみたいな思いもするんですけれども、メモの量が、文字数が多過ぎとか短過ぎとか、どうして例えばこういう結論になるのかが理解できなかったとか、よく理解できたとか、その辺はいかがだったでしょうか。2 番さん、最後の検察官、弁護人の意見について、何か思ったことがあれば教えてください。

(2 番)

最後のところでは、ちょっと余り覚えていないところもあって、そんなに感じる、思うようなことはなかったです。

（司会者）

わかりました。論告弁論で、配られたメモ、もうちょっとこういうふうに工夫したほうがいいなどということはございませんでしたか。

（裁判官）

4番さんの事件で、中田弁護士さんも立ち会っていた件ですけど、弁論は、初めペーパーレスで、話だけ聞いてくださいという形で行われまして、後で紙ベースのもの出されたんですけど、当時の裁判員の方でも、紙がなかったがゆえに集中して聞けたということをおっしゃっていた方もいらっしゃいました。

（司会者）

そこを伺ってみましょうか。ペーパーレスでいって後から配布するというのと、ペーパーを見ながらというのとで、どうでしたか。

（4番）

私自身としては、やはりあったほうがよかったです。事件が2件ですか、2回強盗殺人なので、ちょっとメモがないと時系列でもどっちがどっちだかわかんなくなってしまうのがありましたので、やはり資料があったほうがいいです。そして、検察のほうも弁護のほうも、資料はとてもよくわかりやすく作られているなという印象は受けました。

（司会者）

メモがあったほうがいいなと思う部分と、でもこれはメモじゃなくて、長過ぎと思う部分と、その辺はどうでしたか。長過ぎとは思いませんでしたか。文章が長いとか、量が多いと。

（4番）

それは思いませんでした。量というか、事件が2個あるので、少ないわけじゃないんですけど、端的に書かれていたと思います。

(司会者)

ちなみにどのくらいですか。2件で。

(検察官)

A 3, 2枚ですね。

(司会者)

1件1枚ずつくらいですかね。

(裁判官)

検察官もそうだったけど、弁護人のほうも、読み上げ原稿も裁判員の数の分まで配られたんですけども、あれは正直、ほとんど見ていませんですね。読み上げ原稿を配る意味ないんですけど、メモはあったほうが良いという方もきっとおられると思うんですが。

(司会者)

わかりました。ここで、本日来ていただいているマスコミの方から少し質問をいただくことにしたいと思います。

(読売新聞)

私から1点質問させていただきます。2番さんと4番の方にお伺いできればと思うんですが、その裁判の後に、裁判のことを思い出すというお話あったと思うんですが、その思い出したときに、どのように解決というか、解消していったのかというようなことを、例えばつらいことを思い出したりですとか、どうやって知人に話してというか、相談したりとか、解消したりしたのかということと、もしそういう事件を、つらいことを思い出してしまったときに、こういう仕組みというか、相談できる窓口があればいいなという具体例というか、もしあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(司会者)

2番さんから伺いましょうか。

(2番)

その判決をした後、やはりちょっと自分は正しかったのかというのはすごくあったんですけども、今も確かに考えることはあって、それはそんなに大きなものではなくて、その被告人の方がどうしているのかなとかいうぐらいですんで、そんなに自分にとってはストレスになっているとかというわけではないです。そういう中、メンタルケアみたいなのもあるという話は聞いていますけれども、私の場合は特に頼らなくても大丈夫かなと思います。

(4 番)

被告人のことをまだ考えたりはするんですけど、解決方法は特にありません。裁判所の方にも相談窓口があるよというのも紹介されていますし、鈴木さんのほうにも、裁判官さんのほうにも、いつでも電話してくれていいよというフォローはしていただいているんですけども、そこまでにはなっていないです。どうか心安らかでありますようにということで、祈っているという状態でしょうか。私がこの間終わったときに、マスコミの皆さんにもお話ししたんですけども、記事になっているのを見ましたら、判決に対しても心が重かったとか、そういうことをやっぱりメインに書かれちゃったんですけど、確かにそうなんですけれども、やはりやって、経験してよかったなということもこの間言ったと思いますので、その辺も。重かっただけではありません。

(上毛新聞)

2 点お伺いしたいんですけど、まず最初に、せっかくこういう意見交換会があったので、お一人ずつ本日の感想をお聞きしたいなと思っております。ぜひよろしくお願いします。

(司会者)

1 番の方から伺いしましょうか。

(1 番)

これもまたいい経験だと思います。ただ、やっぱりいろんなほかの方の実際に事件とか聞いてみまして、さまざまなんだなと。重いとか軽いとかという、同じ刑事

罰には変わりはないんですけれども、やっぱりその中にも思い入れだとか、こちらの受けた人たちの感覚というのも、もちろん私の感覚も含めてなんですけども、みんなやっぱりそれぞれちゃんと責任感というのを持って、選ばれたからにはしっかりとやっているのかなと思いました。

(2 番)

裁判員をやって、意見交換会までなんかできるというのは、そうはできないのかなと思います。参加していて、ほかの方の意見とか、感想を聞いて、みんなこんなふうに思っているんだなというふうに、それがわかったので、参加してよかったなと思いました。

(3 番)

本日やっぱりこの5名というんですか、初めて会うわけで、どういう事件で裁判員をなさったのか、本日初めてお会いして、初めて顔を見るわけですから、それで事件の内容も今説明していただきましたけども、こういう場に参加させていただいて私もよかったと思っております。

(4 番)

本日の感想は、特にないなんですけども、こんなに大々的な意見交換会だと思って来ていなかったんで、ちょっと緊張してしまって、言いたいことが余り言えなくてなんですけど、もうちょっと整理してくればよかったなって思っています。

(司会者)

大丈夫です。ありがとうございました。

(5 番)

非常に有意義にというか、いい時間をとっていただいたんですけど、私が思っていたのは、同じメンバー6名で集まって、その後どうでしたかという意見交換会だと思ったんですけど、こんなところで、こんなに大勢の方々が集まっているとは知らず、そこも情報不足だと思います。仕事を当然休んで、もし仕事が長引いたら、3時10分ぐらいに顔出せばいいかなと思っていたぐらいなので、よかったと思い

ます。なので、そこももっと情報不足かなと。

(司会者)

失礼いたしました。ほかにいかがですか。

(上毛新聞)

裁判員をされたときに、もし差し支えなければ、働いていらっしゃった方というのと、あとそれで働いていて、裁判員で参加することによって、会社の理解がちゃんと得られたかというのをお聞きしたいんですけど。

(司会者)

お仕事をなさっていなかった方はいらっしゃいますか。皆さんお仕事持っていられちゃったと思いますが。

(3 番)

有給を取ってきているとか。

(上毛新聞)

そうですね。そういうことだったり、何か会社から、辞退すればみたいな感じで言われたりとか、そこもまた裁判員の参加する割合が低い原因の一つかなと思うんですけど。

(3 番)

会社には言っていないので。部署では知っていますが、それ以外には言わないようにしていますので、参加したことも言っていないし、その結果ももちろん公言していませんし、ですからこういう事件で裁判員になって、こうだったということは一切公言していませんので、ほかの部署に自分から行ってきたとか、そういうことは一切言っていないので。

(上毛新聞)

何か裁判員の制度がその仕事の負担になったみたいなことは、ないということですか。

(3 番)

ないです。要するにその事件を公言してはいけないと思っていますので。

(上毛新聞)

わかりました。もしよろしければ、一言でもいただけますと、ほかの方も伺いできれば。

(司会者)

どんな休暇をとってきたかと、会社の方、周りの方にどう言ってきて、御理解があったか。さっき4番さんはとても理解をしていただいたという話をしていましたけど、2番さん、どうでしたか。

(2番)

私、今会社に勤めていて、裁判員に選ばれたら仕事を休ませていただくかもという事で上司に相談をしたときに、一定の理解はしてくれたんですけども、それは少し困るなという感じでもありました。会社の規定で、裁判員裁判による参加で特別休暇はあったんですけども、それなりに長い期間仕事を休んでしまうこともあるので、私がいなくて、その分誰かに負荷がかかってしまうということがあるので、やはりちょっと職場の方には申し訳ない気持ちでした。

(1番)

私は、自分が会社の役員、代表取締役をやっているんで、自分で決めているんで何でもやれるんで、むしろ妻に、これ来たぜ、呼ばれているんじゃないだろうなみたいな。反対にいい経験ができるんで、ちょっと行ったら、普通に賛成していただいて、いい経験ができる以外何もなかったです。社員に対しては、ちょっとどのくらい守秘義務みたいな、話ししていいのかというのはあったんですけども、裁判長さんが特定できなければ、実際の話なんていうのはある程度してもらって、みんなに周知できるような話ししていいよというんで、朝礼とかでみんなにこんなことをやっているんだよなんていう話をして、ちょっと話題づくりに使わせていただきました。以上です。

(4番)

私も有休を使いました。たまたま仕事がそんなに忙しくない時期だったので、私の分の仕事は同僚がみんな手分けしてしてくれたりして、ただそれでは追いつかないので、終わった後に仕事に行ったりだとか、土日に、これは裁判がない日に仕事に行ったりして何とかしてきたような状態です。ただ、休む判こを上の上の上までずっともらいますので、そういう方たちにこの裁判の、細かいことは言いませんけど、感想とか、そういうものを報告はしました。

(5 番)

私も有給、特別休暇を求めたんですが、まだ私の会社にはそういった事例がなく、規則もなかったものですから、慌ててうちの会社も今規則を作っているところがあります。それから、私も管理職で部下をまとめていますので、仕事はたまる一方だったんですけれども、何とか理解していただいたんですけど、完全に8月の終わりが決算だったので、決算にいなかったというところで、いまだに言われていますけど、仕事に支障が出なかったと言うとうそになります。でも、理解はしていただいています。それから、経験をもとに、協力工場を集めて会議をするときがありましたので、そのときに私が話をして、小さい会社でも規則を作っておくようにということで指示、指導はしましたので、いい経験にはなりました。

(産経新聞)

4 番さんと 5 番さん、殺人事件にかかわった方にお話聞きたいんですけど、裁判員裁判を経験された後のお話になるんですが、日々進行形でいろんな事件がありますが、それに対して何か物の見方が変わったりですとか、人生に対しての関心とか、お二人ともいい経験になったとおっしゃっていましたんで、具体的に何かお仕事のスキルとか以外にも興味を持たれるようになったかなということについてお伺いしたいです。

(4 番)

ニュースなんかを見ていて、今までは刑だけですよね。懲役何年とか、それそうなんだという、それだけで過ぎてしまったものが、どうしてこういう罪を犯したの

か、どういう生い立ちだったのかなというところも、細かいところまで書いているものは読むようになりましたし、どうにかこういうことが、こうなってしまう人を救えないかなという、個人ではできないですけど、そういう気持ちで事件を見るようになりました。

(5 番)

私は、逆に計算するようになっちゃいました。この事件で、刃物使って、こうだから、大体この事案は妥当だよねというふうに思うようになって、どうも計算を、あれとこれで何年だから、こうでこうでというふうに思ってしまうのと、あとやはり裁判員として参加しましたので、裁判員の方々は、さぞ苦勞されただろうなということをやっと裏方のほうで見るようになりました。

(朝日新聞)

恐らく 4 番と 5 番の方になると思うんですけど、裁判は一つの目的として、真実、真相を明らかにするということもあると思うんですが、先ほどのお話でいくと、被告人がしゃべらないというような点があったと思うんですけど、裁判で真実がわかりましたか。

(4 番)

真実はわかったと思います。評議の段階で始めたのは、有罪か無罪か、そこから始めましたので、検察官、弁護人の証拠をもとに、無罪かというところも含めてそこから始めましたので、わかったと思うんですけど。やはり全然言葉が被告人から出なかったの、DVDのところが少し参考になったのかなとは思っているんですけど。

(5 番)

私の場合も、でも私の場合は、最初に被告人はもうもともと認めているというところで、量刑裁判だったので、そこは苦勞はしませんでした、やはり証人が余り答えてくれない、身内も答えてくれない、本人も殺人をした瞬間は余り覚えていないというところで、推理小説好き、ドラマ好きなので、変な勘ぐりを起こしてしま

う場面が多々ありました。やっぱり裁判員裁判で、評議で、皆さんで考えていくというのが非常に大切なことだったのかなと思います。

(朝日新聞)

裁判員とはちょっと関係ないことかもしれないんですが、皆さんやられて、大まかにやっぱり社会と通じることが意義があったというような、ざくつとするとそういう御感想だと思うんですけど、事件を報道する立場も、そういう事件が何であったですとか、被害者、加害者がどういう人間なのかというのを報じて、そういう共感というか、考えてもらう材料を提供している仕事だと思うんですが、今の新聞、テレビとかには、逆にこういう視点が足りないというような、裁判員を経験して何か思うところがあれば、どなたかありませんでしょうか。

(5 番)

私の事件は、裁判員を担当させていただいた事件は、先ほど最初に事件の概要を話すと、概要で見ると、借金を督促されて、経営方針にもちよくちよく文句を言われて、逆上して、腹が立って最後に刺してしまったという被告人側にすごく同情するような内容、それだけ聞くと、義理のねえさんが何回も督促に来てとか、経営方針に口を挟んでと。そこになると、ただ被害者側の落ち度が少しあったというような感じになるんですけど、私のときには記者会見なかったものですから。実は真相は違うんじゃないかなと、でも報道としては、そういうふうになってしまうという。実は、もうちょっと違う関係があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、文章って難しいですね。

(司会者)

御自身が担当なされた事件が、多分報道されていると思うんですけども、先程ほかのことも言っているのに、ここしかピックアップしてくれず、言っている趣旨が違っちゃったとかという御意見もはっきりとあったので、報道を読んでみて、ちょっとずれていないかなとか思ったりした人いませんか。これはそのとおりだと思った方とか、もし思い出すことがあれば。多分そういう質問かなというふうに思う

んですけど。皆さんの気持ちがきちっと報道が捉えていましたか。合っていましたでしょうか。

（裁判官）

今の5番の方、裁判員裁判の終わった後、記者会見の御希望がある場合は、なるべく出席してくださるようというふうに、みなさんをお願いしたのですが、あのときも何人かはちょっと出てもらえるような形で内々に進めていたところ、御希望がなかったもので、肩すかしになっちゃって、ちょっと寂しかったです。ぜひもっと、市民の方が司法に参加するというのは、大変な勇気と御苦勞があつての話だし、努力もかなりあると思うので、申し入れてください。そして、実際は、なかなか記事にもしてもらえないのですが、なるべく記事にしてください。

（司会者）

それでは、本日は長い間ありがとうございました。時間となりましたので、これで閉会ということにさせていただきたいと思います。最後に一言、検察官、弁護人、何かございましたらどうぞ。皆様にお礼とともに、一言お願いします。

（検察官）

我々もわかりやすい、特に検察官は立証責任を負っていますから、御理解をしていただけないと、我々はもうだめな世界でございまして、そういった点で日々どうあるべきかと。実は、裁判員裁判が始まってから年数たっていますけど、検察官の立証の仕方とか、冒頭陳述とか、論告の書き方とか、かなり変わってきています。その時々、まさに裁判員の皆様の御意見を頂戴して、また本日の結果を踏まえまして、また直すべきところを直して行って、よりわかりやすい立証をやらせていただきたいと考えております。本当に本日はありがとうございました。

（弁護士）

弁護士の中田です。裁判員の方々が何を考えているのか、またどのように受けとめていたのかというのは、我々にはなかなかはかり知れないところがありますので、本日はその一端でも少しお話いただいた貴重な経験であったと思います。これを生

かして、またよりわかりやすい主張に努めていきたいとは思っております。

(裁判官)

実際の裁判に裁判員として参加して下さっただけでも非常にありがたいことだったんですが、加えてその経験を本日また裁判所に来て下さって、有り難く思います。裁判所と関係が一生ないほうがいいというお話もあって、まさにそういうところだと思うんですけど、それを乗り越えて、自分の経験を後々の裁判員裁判がよりいいものになるようにと、本日来ていただいた皆様には本当に敬意を表し、また感謝したいと思います。今後とも国民あつての司法でありますし、その手段となるのが裁判員裁判なんで、今後とも、会社の訓示か何かのときにも話してくださっているみたいな話がありましたけれども、裁判員裁判につきまして経験者が周りの方に話していただけることが一番の広告かなと思いますので、よろしく御支援、御理解お願いいたします。以上です。

(司会者)

それでは、長い間、本日はどうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。